

令和4年度

消防委員会（第3回）会議結果

1 開催日時 令和5年3月10日（金）午後4時00分～午後5時10分

2 開催場所 成田市花崎町760番地
成田市役所 議会棟3階 第一委員会室

3 出席者

消防委員

村島 義則、長谷川 能正、伊藤 正美、岩館 剛三郎、伊藤 新一、四宮 良孝
小泉 町子、小倉 ひとみ、前田 修、長谷川 雅昭

10名

出席職員

消防長（青野 穰）、消防総務課長（松尾 芳幸）
予防課長（佐藤 正則）、警防課長（弓田 春男）
指揮指令課長（竹尾 正明）、成田消防署長（鈴木 俊幸）
赤坂消防署長（飯嶋 等）、三里塚消防署長（檜垣 勝美）
大栄消防署長（伊藤 幸一）

9名

消防団

団長（藤崎 和彦）、副団長（中川 浩史）、副団長（鈴木 康則）

3名

事務局

消防総務課長補佐（吉岡 金一）、消防総務課主幹兼総務人事係長（藤崎 伸幸）
消防総務課主査（岩佐 賢明）

3名

4 議事

報告第1号 「令和4年消防概要について」

佐藤予防課長：

それでは、予防課から「令和4年の火災概要」について報告をさせていただきます。
資料2ページをお開きください。

令和4年中は、58件の火災が発生し、建物火災は30件でした。過去10年間の火災
件数を平均すると66件であり、令和4年は平均以下となりました。

資料3ページをご覧ください。

「月別火災件数」ですが、令和4年は1月が9件で最も多く、次いで5月と9月が
8件となっています。「地区別火災件数」ですが、遠山地区が12件で最も多く、次い
で成田地区が11件となっています。

予防課からの報告は以上となります。

弓田警防課長：

それでは、警防課より令和4年の救急出動の概要についてご報告をさせていただきます。

資料の4ページをご覧ください。

令和4年中の救急出動件数は7,843件、昨年比で1,270件増加、搬送人員が6,350人、昨年比で560人増加しております。1日平均、約21件救急出動し、約17人が搬送されたこととなります。過去10年間の救急出動件数をみますと、平成25年から救急出動件数は年々増加してはりましたが、令和2年3年は新型コロナウイルス感染症の関係から減少に転じました。しかしながら、令和4年の救急出動は大幅に増加し、過去最高の出動件数となりました。

資料の5ページをお開きください。

事故種別救急出動件数であります。急病が5,340件と最も多く、以下一般負傷、その他の順となっております。月別救急出動件数では7月が862件と最も多く、以下8月、12月の順でありました。

資料の6ページをご覧ください。

次に救助出動の概要についてであります。令和4年中の救助出動件数は110件で、種別ごとの件数では「建物等による事故」が43件と最も多く、続いて「その他の事故」が34件となっております。「建物等による事故」とは、施錠された室内に急病人がいるなど鍵やドアの破壊が必要となるケースなどで、43件のうち40件がこれにあたります。次にその他出動の概要であります。令和4年中のその他の出動件数は1,130件で、種別ごとの出動件数では、PA連携が643件、続いて救急支援の180件、緊急確認の175件でありました。

救急、救助、その他の出動概要については以上となります。

竹尾指揮指令課長：

それでは、令和4年、ちば消防共同指令センター及び成田市の、119番通報受付の概要について、ご説明いたします。

資料7ページをお開きください。

1・119番通報・月別統計をご覧ください。令和4年の指令統計ですが、ちば消防共同指令センターでは、令和4年合計、241,922件、昨年より35,004件増加しております。月別としましては8月が24,701件で最も多くなっております。次に、成田市においては、令和4年合計、10,143件、昨年より1,672件増加しております。月別としましては、7月が1,090件で最も多くなっております。

次に、2・119番通報・種別統計をご覧ください。こちらは119番通報を災害種別ごとに区分けした表となります。ちば消防共同指令センターの救急の欄をご覧ください。令和4年164,213件、昨年より27,217件増加しております。続いて、成田市の救急の欄をご覧ください。令和4年、6,597件で、昨年より1,104件増加しております。

そのほかの災害種別も、令和3年と令和4年を比較しますと、増加傾向となっております。なお、記載の件数は、119番受付時に災害種別を選択し、出動指令をかけたものを計上しております。

以上、ちば消防共同指令センターで受付した、令和4年の指令統計について、説明といたします。よろしくお願いたします。

報告第 2 号 「令和 5 年度予算の概要について」

松尾消防総務課長：

それでは、報告第 2 号令和 5 年度予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料 9 ページをご覧ください。令和 5 年度消防費当初予算歳入歳出の概要でございます。

はじめに、歳入であります。令和 5 年度も県補助金等を活用して消防団員活動服などや消防団車両などの整備を図ってまいります。分担金及び負担金といたしまして、神崎町消防費事務委託金が 116,112,000 円であります。手数料といたしまして、危険物取扱に係る申請手数料及び検査手数料といたしまして 2,742,000 円あります。国庫補助金であります。令和 5 年度は緊急消防援助隊登録車両の更新など、対象となる事業がないことから 0 となっております。県費補助金であります。消防団車両といたしまして消防ポンプ自動車 1 台、消防団員の活動服などの整備に係る補助分といたしまして、3,921,000 円を予定しております。雑入としましては、高速道路における救急事業受託事業収入、消防団福祉共済費返還金など 3,721,000 円を予定しております。市債、消防債でございますが、常備消防では消防車両・装備 強化整備事業債、非常備消防では消防団車両・装備 強化整備事業債と消防団拠点施設整備事業債で、136,900,000 円を予定しております。歳入合計は、263,496,000 円で、前年度 21,257,000 円の減額となります。減額の主な要因といたしましては、常備消防の消防車両・装備 強化整備事業債の対象車両が、令和 5 年度は高規格救急自動車の更新のみで事業費が縮小したことによるものです。

次に、歳出でございます。消防費の総額は 2,708,808,000 円で市の予算との構成比は、4.2 パーセントであります。令和 5 年度消防費構成図の円グラフをご覧ください。消防費は、消防本部、消防署の運営に係る常備消防費、消防団の運営に係る非常備消防費、消防団施設や消防水利を整備するための消防施設費で、その構成割合は資料の円グラフのとおりです。常備消防費が 2,409,991,000 円で 88.97 パーセント、非常備消防費が 180,360,000 円で 6.66 パーセント、消防施設費が 118,457,000 円で 4.37 パーセントであります。下段の棒グラフは、年度ごとの消防費を区分別にお示しをさせていただきます。

次に資料 10 ページをお開きください。

令和 5 年度消防費事業別の当初予算について、対前年度比でお示しさせていただきます。主な事業について、ご説明させていただきます。

まず、常備消防費の主な事業といたしまして、消防総務課の人件費が 2,091,816,000 円で、消防費全体の 77.22 パーセントを占めております。消防に関する経費につきましては、車両の燃料費、OA システムの借上げ料など 48,585,000 円あります。消防委員会に関する経費は 255,000 円あります。消防庁舎等管理事業につきましては、消防庁舎等に関する光熱費及び修繕・各種委託事業など 61,460,000 円あります。警防課の消防車両・装備強化整備事業など 93,998,000 円でございます。主な事業といたしましては大栄消防署の高規格救急自動車を更新整備するものであります。次に、指揮指令課の共同指令センター運用事業につきましては、ちば消防共同指令センターの維持管理に係る経費 42,074,000 円でございます。

非常備消防費の主なものといたしまして、消防団に関する経費につきましては、消防団員の報酬や負担金など 135,027,000 円あります。消防団被服貸与事業につきましては、16,073,000 円あります。消防団活動に必要な活動服や安全装備品などを貸与するもので、令和 5 年度までにすべての消防団員に各 2 着の活動服を貸与するため、

引き続き活動服の貸与を継続してまいります。消防団車両・装備 強化整備事業につきましては、消防団車両の更新及び修理など 27,214,000 円で、主な事業といたしましては、第 8 分団第 2 部(滑川・大菅)の消防ポンプ自動車を更新いたします。消防設備費の主なものといたしまして、消防団拠点施設整備事業については、消防器具庫の建設工事及び各種委託料など 60,293,000 円で、第 2 分団第 11 部(大袋)、第 5 分団第 4 部(小泉)の消防器具庫の建て替えを予定しております。消防水利整備事業につきましては、耐震性貯水槽、小泉・川栗・吉岡地先 3 期の新設工事や貯水槽と消火栓などの消防水利の維持管理、水道事業者が実施する消火栓設置事業への負担金な 57,414,000 円でございます。

以上、消防費合計 2,708,808,000 円で前年度比 69,203,000 円の増額であります。

令和 5 年度、当初予算につきましては、予算特別委員会での審議を経て 3 月 9 日に閉会いたしました 3 月市議会の定例会において承認されましたことを、ご報告いたします。

以上、令和 5 年度当初予算の概要及び主要事業のご説明とさせていただきます。

【質疑等】

伊藤（正）委員：

大栄消防署に 1 年でも早く簡易ではない訓練塔の建設をお願いしたいと思います。

松尾消防総務課長：

財政部との交渉もしておりますが、予算等の兼ね合いもあり、難航しているところ です。現行の訓練塔については修繕をかけながら維持をしている状態です。

伊藤（正）委員：

大栄地区には 1 台の消防ポンプ自動車しかない。意見として 1 分団 1 台の消防ポンプ自動車を配備していただけないか。

松尾消防総務課長：

各分団の意見を伺いながら整備を進めていきたいと考えております。

報告第 3 号 「消防団第 7 分団第 7 部の廃部について」

藤崎消防団長：

報告第 3 号「成田市消防団第 7 分団第 7 部の廃部について」ご説明させていただきます。資料 12 ページをお開きください。

今回、第 7 分団第 7 部の取香におきまして、団員のなり手不足で団員数が減少し、有事の際に団員が集まらず、出動に支障が生じていることから、取香区と協議をした上で、廃部の申し出がありました。取香の廃部にあたり、消防団役員からなる成田市消防団充実強化検討委員会におきまして協議した結果、令和 5 年 3 月末を持ちまして廃部することとなりました。

以上、取香の部の廃部についてとなります。

松尾消防総務課長：

補足となりますが、今回の廃部に伴い一部の階級の定員に変更が生じることから、

成田市消防団規則の別表2の一部を改正し令和5年4月1日から施行するものであります。以上、成田市消防団第7分団第7部、取香の廃部について、ご説明とさせていただきます。

【質疑等】

岩館委員：

第8分団第3部西大須賀の団員については、空港機能強化により移転してしまう住民もおり、令和6年度にはかなり減少してしまう見込みである。火災があった場合には出動できる団員がいなくなってしまうとの不安の声も地元住民の間であることから、消防側でもそのことを把握しておいてもらいたい。

藤崎消防団長：

西大須賀の件は消防団充実強化検討委員会でも話が挙がっているところです。今後少なくなるようであれば、検討していかなければならないと考えております。

松尾消防総務課長：

団長からもお話があったとおり、消防団充実強化検討委員会において、消防団と区で協議をしていただく予定となっております。

長谷川副委員長：

第7分団第7部の最終の団員数は。

藤崎消防団長：

最終的に5名でした。

村島委員長：

5名とも退団するのか。

松尾消防総務課長：

5名とも退団予定です。5名のうち地元に住んでいる方が2名であり、あとの団員は取香以外に住まわれているのが現状であり、有事の際にはなかなか集まれないと報告を受けております。

報告第4号 「成田市消防団応援の店制度について」

松尾消防総務課長：

報告第4号「成田市消防団応援の店制度について」ご説明させていただきます。資料14ページをお開きください。

成田市消防団応援の店制度であります。市内消防団応援の店に登録した事業所において消防団員カードを提示することで、消防団員やご家族の方が、一定の料金割引などを受けるサービス制度となります。消防団応援の店の効果であります。消防団

の活性化や地域消防団応援の店の集客効果が見込まれます。この消防団応援の店制度の対象者ですが、消防団員及びその同居するご家族を対象としておりまして、サービス内容は、消防団応援の店に登録していただく事業所にサービスを決めていただきます。例としまして、ソフトドリンク1杯無料や購入金額の何パーセント割引などを考えております。周知方法やサービス内容の確認につきましては、消防団応援の店事業所に登録後、消防団応援の店の表示証を交付いたしますので、事業所などの見やすい場所に掲示していただきます。また、消防団応援の店事業所の店舗名と提供いただけるサービス内容と併せて、市のホームページや広報なりたへ掲載させていただくとともに、消防団役員を通じて、各分団各部へ周知してまいります。以上、成田市消防団応援の店制度についてのご説明とさせていただきます。

【質疑等】

伊藤（新）委員：

消防団協力事業所制度がすでに設置されているが、今回の運用基準として規程等を制定して運用されるのか。

また、制度の中で、利用証については家族にも持たせるのか。例えば、家族だけで来店した場合は使えないのか、詳細についてお聞かせ願いたい。

松尾消防総務課長：

制度については要綱に基づき運用いたします。

また、団員カードを団員1人ずつにお渡ししますので、そちらを事業所で掲示をしていただき、サービスを受ける制度となります。家族には団員カードを配付する予定はありませんので、団員と同伴していただき利用していただくこととなります。

伊藤（新）委員：

このような制度は、行政も協力するといった部分もあり、行政とお店と消防機関とが一体となって行っていく制度であると認識しているが、例えば行政機関の中でも指定管理を受けている事業所や委託を受けている事業所がある中で、条例では利用料金が決まっており、これ以上取ってはいけないといったことを定めている。そこから安くするには承認申請をもらい、その範囲内であれば利用料することができるのが一般的な制度であると認識している。例えば、応援の店制度については、このように行政が所管する指定管理を受けた事業所だけが対象となるのか、もしくは一般的な商店も適用範囲であると認識してよろしいのか。

松尾消防総務課長：

指定管理を受けた事業所にはこれから協力依頼をかけたいと考えております。また、一般の事業所については、商工会議所等をとおして協力依頼をかけたいと考えております。

伊藤（新）委員：

もう一点指定管理に付随する話になるが、出初式を開催する時には現在国際文化会館の指定管理者に借上げ料は全額支払っていることと思うが、これは、指定管理者の利用料を保護するためであるという大前提があって、そのような形になっていると思うが、消防団事業を進める上で、減額申請を指定管理者と交渉していくといったことも必要となるのではないかと。今までは、国際文化会館が指定管理に移行していく中で、

指定管理者の立場を考慮して、消防本部が借上げ料の予算を取って支払っていた。しかし、指定管理が安定してくれば、公の施設を利用するわけであるから、出初式を開催する時には半額にするとか、全額免除にするとか、そういった交渉を開始していても良いのではないかと。消防団員の処遇と併せて団組織全体の軽減措置といったこと検討していただきたい。

松尾消防総務課長：

指定管理者と協議を図り、検討していきたいと考えております。

報告第5号 「災害事案の対応について」

伊藤大栄消防署長：

災害事案の対応について、ご報告させていただきます。

資料の16ページをお開きください。

大栄地区で発生した救助事案について。発生日時は、令和5年1月30日、月曜日、16時20分頃です。発生場所は、成田市大栄地区の道路工事現場です。

スクリーンの写真1をご覧ください。救助現場の自走式土質改良機（リテラ）を撮影したものです。土質改良機ですが、固化材、主に石灰ですが、石灰と土砂を効率よく混合するための機械で、道路工事においては、軟弱な地盤を強くするために使用します。今回事故が発生したのは、土質改良を行うために必要になる、固化材を貯留する容器、これをポッパーと呼びますが、この中で発生したものです。自走式土質改良機の車両諸元は、全長約13メートル、高さ約4.5メートル、幅約3メートル。事故が発生したホッパーは、直径1.5メートル、高さ1.5メートルの、四角形の鉄骨で組み立てられており、その周囲は、銀色のシートで覆われています。事故概要ですが、道路工事現場で作業する31歳男性が、土質改良機のポッパーを清掃中に、回転機（アーチブレーカー）に転落し、下半身が巻き込まれたものです。別の作業員が、Aさんがいないことに気づき、ポッパーの中で倒れているのを発見し、119番通報しています。

スクリーンの写真2をご覧ください。ポッパー内の救助隊員と、要救助者の状態を撮影したものです。ポッパー底部の形状は、台形型のコーヒードリッパーに似た形状で、上部は広く、底に行くほど狭く絞られていきます。

スクリーンの写真3をご覧ください。ポッパー底部の回転機と、要救助者の状態を撮影したものです。事故が発生したポッパーですが、上部には十字のアンクルが取り付けられ、内部には固化材の付着力や摩擦力によって生じる、粉粒体の排出が困難になる現象、これを架橋現象といいます。これを防止するために、回転機（アーチブレーカー）が取り付けられています。今回の事故は、この回転機に何らかの要因で転落し、左下肢が巻き込まれたものです。アーチブレーカーは、長さ1メートルの回転軸に、長さ30センチの鉄の棒が5本取り付けられ、動力で回転する仕組みになっています。この日の気象状況ですが、天候 晴れ、気温 8.6度、風向 南西、風速 1.8メートル毎秒、警報の発令はありません。覚知は、16時34分、携帯119番通報で、「31歳男性がリテラ（自走式土質改良機）の攪拌部を清掃中に転落して、意識がない。」とのことでした。出動車両は、消防車3台、救急車1台、指揮広報車1台、大栄副署長以下18名が出動しました。なお、119番通報を受けた、ちば消防共同指令センターは、北総ドクターカー（医師1名と看護師1名）を覚知要請しています。

活動概要について、ご説明いたします。消防隊現場到着時の状況ですが、ポッパー内の固化材は、ほぼ空の状態、要救助者は土質改良機のポッパー底部で、回転機に

左下肢を巻き込まれた状態でした。ガス検知器でポッパ内部の環境測定を行い、安全を確認したのち、救助隊員を進入させ、要救助者を観察すると、呼びかけに反応がなく、心肺停止の状態でした。現場最高指揮者の活動方針は、先ず回転機に巻き込まれた要救助者の身体負担を軽減すること、そして高所支点による要救助者の引揚げ救助が指示されました。進入した救助隊員は、身体負担を軽減させるため、回転機の鉄の棒を外そうと、ナットを緩めましたが、鉄の棒は固く、引き抜けませんでした。次に、電動のこぎりによる切断を試みましたが、全く歯が立たず、切断不可能な状況でした。やむなく解体や切断を断念し、要救助者を引揚げることで、回転機を逆回転させ、救助する方針に活動変更しました。1班は、三連梯子をポッパに架梯、梯子の先端に高所支点を作成し、救出ロープ展張後、梯子クレーン救助を設定。2班は、工事車両のクレーンフックに支点を作成し、確保ロープ展張後、回転機に巻き込まれている要救助者を、救助隊員が自力で持ち上げ縛帯を装着しました。

スクリーンの写真4をご覧ください。要救助者の救出状況を撮影したものです。設定完了後は、両班協力して要救助者を引揚げ、回転機を逆回転させ、ポッパから梯子クレーン救助で要救助者を引揚げ、救出したものです。

スクリーンの写真5をご覧ください。ドクターカー医師及び救急隊による観察状況を撮影したものです。要救助者救出完了後は、ドクターカー医師と、救急隊による観察が行われ、医療機関への搬送対象外となり、要救助者は警察へ引き継がれました。

17ページをご覧ください。

終わりに、今回の救出活動は、特殊事案で、機械に巻き込まれた事故であり、さらには狭隘空間からの救出活動となりました。装備している資機材で、解体や切断による救助はできませんでしたが、高所に支点を取り、要救助者を引揚げることで、身体が巻き込まれた状態から解放され、救出することができました。今後は、今回のような事案訓練を計画し、これからも市民の安全安心を守り迅速確実な活動を目指してまいります。

以上でご報告を終わります。

伊藤（新）委員：

救助工作車を出動させなかった理由は。

伊藤大栄消防署長：

大栄消防署の水槽付ポンプ自動車は救助工作車となっております。

伊藤（新）委員：

大栄救助隊の装備品で活動は事足りたのか。

伊藤大栄消防署長：

大栄の水槽付ポンプ自動車に積載している資機材のみで対応可能でした。

5 その他

新画像伝送システムについて

竹尾指揮指令課長：

それでは、「新画像伝送システム」について、ご説明いたします。

資料 19 ページをお開きください。

本市消防本部は、本年 1 月 1 日より、新画像伝送システムとして更新し、運用しております。本システムは、火災等の災害が発生、または発生するおそれがある場合に、現場の状況を記録及び伝送することで、消防活動の効率化を図るとともに、消防技術の向上と火災調査体制の充実に寄与することを目的としております。次に概要ですが、システム名は、ディキャスターといいます。視聴側としましては、3 台の端末で同時に閲覧することができます。また、配信側としまして、各消防隊などが使用するスマートフォンやタブレット端末、ドローンから配信することができます。

資料の写真をご覧ください。

これは、視聴側の端末に映し出された状況です。配信画面を同時に視聴できるのは、8 台が上限となっております。

20 ページをお開きください。

運用方法についてですが、災害現場で活動している消防隊は、常に「ラジオハーネス」というベストを着用しており、スマートフォンのカメラが外側になるように収納し、装備しております。このシステムは、指揮指令課の端末から遠隔操作により起動させます。それでは実際に、システムを起動させてみたいと思います。

以上を持ちまして、画像伝送装置の紹介を終了いたします。

今後におきましても、災害現場において、本画像伝送システムを有効に活用し、災害対応にあたってまいります。ありがとうございました。

伊藤（新）委員：

遠隔操作についての説明がなかったが、起動については指揮指令課が行うとのことであったが、指揮指令課で呼び出して遠隔操作をするのか、もしくは、現場から送られてきた画像を指揮指令課側からも遠隔操作することが出来るのか。

また、一番の問題点として、アンテナが変わる地点での遠隔操作は問題なく行えるのか。

竹尾指揮指令課長：

配信側、視聴側、どちら側からでも操作は可能です。

アンテナに関しましては、特に検証はしておりませんが、システム業者の話では問題点としては挙がっておりません。

伊藤（新）委員：

送信するアンテナを明らかにするには現場から送ってもらうのが一番である。そうするとそのアンテナを通じて遠隔操作することができる。ところが位置がずれてしまい、現場から送れなくなってしまった場合、指揮指令課から遠隔操作をしようとする前とのアンテナに送ってしまい、操作できないといった場合が出てくると思うが、そのことについても確認してもらいたい。

竹尾指揮指令課長：

伊藤（新）委員からご指摘いただいたことを含め、今後検証していきたいと考えております。

7 次回開催日時（予定）
令和5年6月